

第 7 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月28日

大阪市中央区城見一丁目4番27号
株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長 桔梗 芳人

中 間 貸 借 対 照 表 (平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	93,667	預 金	3,307,750
買 入 金 銭 債 権	41,481	コ ー ル マ ネ ー	26,130
商 品 有 価 証 券	417	借 用 金	72,539
有 価 証 券	781,047	外 国 為 替	146
貸 出 金	2,612,268	そ の 他 負 債	14,269
外 国 為 替	8,789	退 職 給 付 引 当 金	2,526
そ の 他 資 産	13,723	支 払 承 諾	60,685
有 形 固 定 資 産	33,570	負 債 の 部 合 計	3,484,048
無 形 固 定 資 産	1,586	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	4,952	資 本 金	38,971
支 払 承 諾 見 返	60,685	資 本 剰 余 金	55,439
貸 倒 引 当 金	45,141	資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 剰 余 金	16,467
		利 益 剰 余 金	25,773
		そ の 他 利 益 剰 余 金	25,773
		繰 越 利 益 剰 余 金	25,773
		株 主 資 本 合 計	120,184
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,815
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,815
		純 資 産 の 部 合 計	122,999
資 産 の 部 合 計	3,607,048	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,607,048

中間損益計算書 〔 平成18年 4月 1日から
平成18年 9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		45,509
資金運用収益	31,823	
(うち貸出金利息)	(27,445)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,972)	
役務取引等収益	7,750	
その他業務収益	2,053	
その他経常収益	3,882	
経 常 費 用		31,764
資金調達費用	2,707	
(うち預金利息)	(1,864)	
役務取引等費用	3,824	
その他業務費用	1,939	
営業経費	19,551	
その他経常費用	3,740	
経 常 利 益		13,745
特 別 利 益		3,191
特 別 損 失		1,713
税引前中間純利益		15,224
法人税、住民税及び事業税		726
法人税等調整額		79
中 間 純 利 益		14,418

(中間貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) 子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) 時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年~50年
動産	3年~20年

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

7. 外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び下記18.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,278百万円であります。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

12. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

13. 関係会社の株式総額	2,214百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額	21,411百万円
15. 有形固定資産の圧縮記帳額	10,211百万円

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,663百万円、延滞債権額は66,493百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,821百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は31,283百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は101,261百万円であります。
 なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は70,256百万円であります。
21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 110,675百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,525百万円

コールマネー 20,000百万円

借入金 17,400百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、現金預け金7,054百万円、有価証券49,783百万円、その他資産38百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,829百万円あります。

22. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。

23. 1株当たりの純資産額 46円 46銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出することとしております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,042	18,447	8,404
債券	556,463	551,609	4,854
国債	272,549	268,981	3,567
地方債	46,823	46,607	216
社債	237,091	236,020	1,070
その他	174,849	176,040	1,191
合計	741,355	746,097	4,742

なお、上記の評価差額から繰延税金負債1,926百万円を差し引いた額が、「その他有価証券評価差額金」であります。

25. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	29,600
子会社株式	2,214
その他有価証券 非上場株式	2,856
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	278

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、130,909百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが127,851百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰越税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	116,340	百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	18,302	
有価証券償却否認額	6,254	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	759	
その他	7,135	
繰延税金資産小計	148,793	
評価性引当額	141,838	
繰延税金資産合計	6,955	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,926	
その他	75	
繰延税金負債合計	2,002	
繰延税金資産の純額	4,952	百万円

28. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）」が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が、「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は122,999百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示していません。
- (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

29. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は8.40%であります。

(中間損益計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 10円40銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 9円26銭

4. その他経常費用には、貸出金償却3,032百万円を含んでおります。

5. 特別利益は、貸倒引当金戻入益1,363百万円及び償却債権取立益1,828百万円であります。

6. 特別損失には、システム更改に伴う損失1,647百万円を含んでおります。